

# お 知 ら せ

平成27年12月 9日

愛知県行政書士会 尾北支部  
会員 各位

支部長 伊代田 誠 二

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。  
さて、江南市土地改良区担当者より農地転用に伴う土地改良区関係の書類につきまして、  
下記のとおり変更する旨の連絡がございましたので、お知らせします。

**江南市土地改良区**  
(江南市役所産業振興課農業基盤整備G)

平成27年12月～

**畑かんの受益地でない土地の転用申請について (変更)**

**【変更前】**

<申請地 → 受益地でない、市街化区域>

- 提出書類
  - ・農地転用等の通知書 (地区総代の印を要す)
  - ・地区除外申請書

<申請地 → 受益地でない、市街化調整区域>

  - 提出書類
    - ・農地転用等の通知書 (地区総代の印を要す)
    - ・地区除外申請書
    - ・意見書 (手数料 200 円、農業委員会に提出)

↓

**【変更後】**

<申請地 → 受益地でない、市街化区域>

  - 提出書類
    - ・なし

<申請地 → 受益地でない、市街化調整区域>

    - 提出書類
      - ・なし

\*受益地でない申請地については、一切の申請を必要なしとしました。調整区域の土地でも受益地でなければ、農業委員会に提出していた意見書は必要ありません。

お問い合わせ先 江南市土地改良区 前田 (江南市役所 内線 344)

上記の変更により、受益地でない土地については大幅に簡素化され、私共行政書士の負担が軽減されましたことは大いに歓迎すべきことと思慮いたします。ただし、受益地の土地につきましては、これまでと同様の手続きとなりますので、ご了承下さい。